

阿見町

第4次男女共同参画プラン

The Fourth Gender Equality Plan for Ami Town

概要版



令和4年3月策定

計画の策定にあたって

本町では、阿見町男女共同参画社会基本条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）の基本理念のもと、「阿見町男女共同参画プラン」を策定し、以降二度にわたりプランを策定し、女性活躍推進と働き方改革、女性に対するあらゆる暴力の根絶等を強調した視点として施策を推進してきました。

しかしながら、長年にわたり人々のなかに形成された根強い固定的な性別役割分担意識や、自身の経験や価値観からの無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在しているなど、女性も男性も問題意識を持ちながらも、具体的な行動変容に至っていないことなどの課題もあります。

このような状況を踏まえ、社会状況の変化等に対応しながら、男女共同参画社会実現に向けた取組をさらに強化・発展させていくため、施策等を整理し、「阿見町第 4 次男女共同参画プラン」を策定するものです。

計画の期間

計画期間は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 5 年間とします。

計画の位置づけ

- (1) 「阿見町男女共同参画社会基本条例」の基本理念に基づき、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するための基本的な計画です。
- (2) 国の「第 5 次男女共同参画基本計画」、「茨城県男女共同参画基本計画（第 4 次）」及び「阿見町第 6 次総合計画」との整合性を図ります。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」（女性活躍推進計画）として一体的に策定します。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」（DV 対策基本計画）として一体的に策定します。
- (5) 持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえ、ジェンダー平等を基調とした男女共同参画社会の実現を目指して策定します。

基本理念と施策の体系

基本理念

お互いに認め合い、誰もが自分らしく輝く
「幸せのまち あり」

基本目標

1

多様性のある社会への
意識づくり

2

誰もがいきいきと
活躍する社会の実現
【女性活躍推進計画】

3

生涯を通して、
誰もが健康で
安心して暮らせる
まちづくり

施策の方向性

1

男女共同参画の促進に向けた意識の
形成と浸透

2

多様性の理解促進、人権の尊重

1

ワーク・ライフ・バランスの推進

2

働く場における男女共同参画の
推進

3

政策・方針決定過程への女性の
参画推進

4

一人ひとりに応じた生きがいづくり

1

生涯にわたる健康支援

2

困難を抱える人々への包括的な
支援体制の構築

3

防災・防犯対策における
男女共同参画の推進

4

あらゆる暴力の根絶
【DV 対策基本計画】

計画の内容



基本目標 1 多様性のある社会への意識づくり

これまで進めてきた、固定的な性別役割分担意識の解消や、性別にかかわらず多様な生き方を選択できる環境づくりを引き続き推進することにより、多様性を認め合うことの必要性を町民が深く理解し、あらゆる社会の場においてダイバーシティが実現するよう、さまざまな機会を通して意識の醸成を図ります。

施策の方向性（1） 男女共同参画の促進に向けた意識の形成と浸透

1	男女共同参画に関する広報や啓発活動の推進
2	育児への参画促進
3	家庭教育学級と多様な生涯学習の充実
4	学校における男女共同参画に関する教育の充実
5	教職員の研修機会の充実
6	性・世代をこえた交流の促進
7	男女共同参画センターの充実

施策の方向性（2） 多様性の理解促進、人権の尊重

8	多様性を尊重した人権意識の啓発
9	LGBT 等への理解促進
10	学校におけるジェンダーや LGBT 等への理解促進と相談体制の充実
11	多文化理解の推進と国際交流の推進

基本目標2 誰もがいきいきと活躍する社会の実現

【女性活躍推進計画】

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働くことができるよう、事業者等や働く世代に対し、意識の啓発を推進するとともに、労働条件の改善など、企業に対する男女共同参画への取組を促進します。

また、社会の対等な構成員として、男女間の実質的な機会の平等が図られ、双方の視点や意思が社会のあらゆる分野に反映されていくよう、政策・方針決定過程への女性の登用を推進します。

施策の方向性（1） ワーク・ライフ・バランスの推進

12	育児・介護休業制度の普及・啓発のための環境づくり
13	町職員のワーク・ライフ・バランスの実践
14	働きながら子育てする人の支援
15	介護に関わる相談・支援体制の充実

施策の方向性（2） 働く場における男女共同参画の推進

16	関係法令や制度に関する情報提供
17	女性のための就業支援と就業情報の提供
18	自営業・農業等における男女共同参画経営の推進
19	事業者等への女性の活躍促進

施策の方向性（3） 政策・方針決定過程への女性の参画推進

20	各種審議会等女性委員比率の向上
21	町役場管理職への女性の登用
22	自治会等における方針決定過程への女性参画の促進
23	事業者等への啓発と理解促進

施策の方向性（4） 一人ひとりに応じた生きがいづくり

24	社会参加の推進と生きがいづくり
25	生涯スポーツ事業の推進



基本目標 3 生涯を通して、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

生涯を通じて一人ひとりが幸せに暮らすことができるよう、医療や介護支援、障害福祉サービスの充実を図る必要があります。また、防災の分野でも、女性の参画を促進するとともに、被災・復興時における性差に配慮した防災・危機管理体制づくりを推進します。

あらゆる暴力の根絶のための幅広い取組を通して、安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、さまざまな世代に向けた教育や啓発を行い、DV や性暴力、各種ハラスメント等を許さない社会意識の醸成を図ります。また、関係機関との連携を深め、包括的、多層的な DV 被害者支援を行います。

施策の方向性（１） 生涯にわたる健康支援

26	妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援
27	疾病予防と健康づくりの充実
28	こころの健康づくりの推進

施策の方向性（２） 困難を抱える人々への包括的な支援体制の構築

29	相談窓口の周知と相談体制の充実
30	生活困窮者の相談、支援体制の整備
31	地域活動支援センター運営事業
32	子どもの教育・学習支援
33	子ども家庭総合支援拠点の開設

施策の方向性（３） 防災・防犯対策における男女共同参画の推進

34	防災活動における男女共同参画の促進
35	避難所運営及び避難所運営マニュアル等への男女共同参画の視点の反映
36	女性消防部の充実
37	防犯活動における男女共同参画の促進

施策の方向性（４） あらゆる暴力の根絶【DV 対策基本計画】

38	DV 等に関する意識啓発
39	DV・虐待相談と被害者支援のための庁内連携及び関係機関との連携の強化
40	ハラスメント等の防止のための意識啓発と情報提供

目標値の設定

基本目標	項目	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)	出典・ 担当課
1 意識づくり 多様性のある社会への	家庭生活や子育てで男女が「平等である」と回答した人の割合	17.1%	対 R2 比増	町民意識調査 町民活動課
	地域活動において男女が「平等である」と回答した人の割合	28.6%	対 R2 比増	町民意識調査 町民活動課
	男女共同参画の視点に立った講座・講演会等の開催数	1回	7回	町民活動課 生涯学習課 社会福祉課
	LGBTという言葉の意味を知っている人の割合	61.7%	対 R2 比増	町民意識調査 町民活動課
2 社会の実現 誰もが活躍できる	町職員が育児休業を取得した割合	男性 50% 女性 100%	100%	阿見町特定事業 主行動計画 人事課
	待機児童の解消	24人	0人	第2期阿見町子ども子育て支援計画 子ども家庭課
	職場において男女が「平等である」と回答した人の割合	20.0%	対 R2 比増	町民意識調査 町民活動課
	就業相談・支援体制の充実 (創業支援対象者数)	35件	44件	阿見町創業支援 事業計画 商工観光課
	町の審議会等※ ¹ における女性委員の割合	33.2%	40%以上	町民活動課
	町職員の管理職及び課長補佐相当職の女性割合	管理職 16.3% 課長補佐 11.8%	30%以上	阿見町特定事業 主行動計画 人事課
	女性の区長・副区長の人数	5人	対 R2 比増	町民活動課
3 暮らしを安心して 生涯を通して 誰もが健康で安心して	子宮頸がん、乳がん検診受診率※ ²	子宮頸がん 10.2% 乳がん 11.1%	各 18%以上	健康づくり課
	女性消防団員の人数	8人	10人	防災危機管理課
	DV等被害者に対する支援体制の充実 (専門相談員の人数)	0人	1人	町民活動課

※¹「審議会等」は、地方自治法（第202条の3）に基づく付属機関としての審議会の他、条例、規則、要綱に基づき設置されている協議会、会議等。

※²子宮頸がん検診は20歳～74歳、乳がん検診は40歳～74歳を対象に受診率を算出。職場検診や個人の人間ドック等は含みません。

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 町民・町民団体・事業者等との連携

町民、町民団体、事業者等、行政が、互いの自立性を尊重し、それぞれの得意分野や特徴を生かして連携し合うことにより、男女共同参画社会の実現を目指します。

(2) 庁内組織の強化

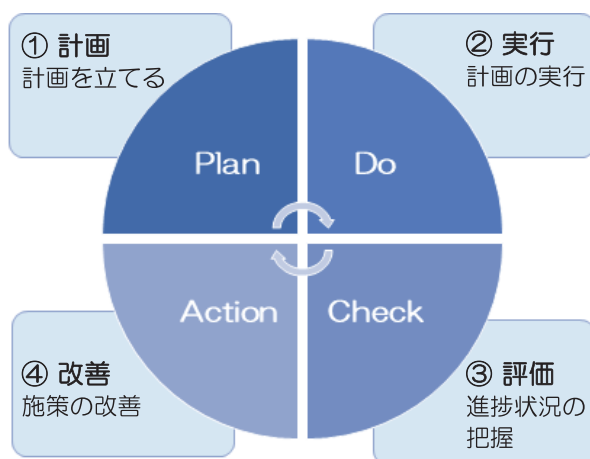
関係各課との連携の充実、各種施策の総合的な調整を行い、全庁的な施策の推進を図ります。

(3) 国・県等関係機関との連携

町の積極的な取組はもとより、国や県、近隣市町村、関係機関と連携し、情報の共有化を図ることで本計画の効率的、効果的な推進が図れるよう努めます。

2 進行管理

本計画の着実な推進を図るため、「阿見町男女共同参画社会推進会議」において進捗状況の点検・評価を行うとともに、PDCAサイクルによる計画の目的達成に向けた実効性を確保します。



阿見町 町民生活部 町民活動課

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

TEL : 029-888-1111 (代表) FAX : 029-887-9560 (代表)

Email : chokatsu-ofc@town.ami.lg.jp

URL : <http://www.town.ami.lg.jp/>